

氏名（本籍） 戸 田 金 一（栃木県）

学位の種類 教育学博士

学位記番号 博乙第357号

学位授与年月日 昭和62年2月28日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

審査研究科 教育学研究科

学位論文題目 秋田県を主例とする学制実施過程の研究

主査 筑波大学教授 鈴木博雄

副査 筑波大学教授 教育学博士 成田十次郎

副査 筑波大学教授 文学博士 横山十四男

副査 筑波大学教授 教育学博士 杉原一昭

副査 筑波大学教授 石部元雄

副査 筑波大学助教授 齋藤太郎

論文の要旨

(1) 本論文の構成

本論文は8章、本文1763頁(300字詰原稿用紙) 関連論文・著書・資料の目録、関係年表より成っている。

(2) 本論文の目的

本論文は、主として秋田県域内に資料を求めて、この県における学制に基づく学校設立過程の特徴を実証的に明らかにしようとするものである。学制実施過程に関する先行研究では、中央政府の法規、行政文書を基礎資料として、国の学制実施政策がいかに形成され、地方において浸透して行ったかを論証するものが圧倒的に多かった。なかには国の学制実施政策に対する地方の対応について考察したものが若干あったが、それらはあくまでも国の学制実施政策の浸透過程を研究する上での補完的意味を有するものに過ぎなかった。

本研究は、地方における学制実施に関する資料を基礎資料として、国の学制実施政策に対する地方の対応に焦点を合わせて考察しようとするものである。

(3) 本研究の方法と結果

本研究の方法は、秋田県を主例としてその学制実施過程を独自に探査、蒐集した資料を駆使して実証的に考察するとともに、他府県における学制実施過程を比較的に研究することによって、秋田県を主例とする学制実施過程が同時に日本の学制実施過程の一つの類型であることを明らかにした。

第一章は、地方では国の学制発布の理念が現実の社会的歴史的諸条件によっていかに制約されたかを主として考察した。結論的には、秋田県は、他府県とは違って、明治五年の学制施行に関する国の政策の中核として、従来学校廃止主義および教育費の受益者負担主義の二点として捉えた。第二章では前章で明らかにした秋田県の特徴をその歴史的背景から考察した。その結論は秋田県の従来学校の実態は、久保田藩校明德館の流れを汲む秋田県立学校や藩校の影響を受けて展開した寺子屋、郷学などの民衆の学校は、ともに学制の理念に謳われたような開明性に乏しいものであることが明らかにされた。第三章は、前章で考察したような歴史的背景を持つ秋田県では、学制に基づく新性格の教育行政は、開明派の官僚が中央より赴任したことによって始めて実施に移されたのである。学制実施を具体的に推進するに際しては、地元の実情に通じた人材の登用を不可欠としているが、地元の人材は率先して従来学校を廃止せざるを得ない自己否定的な態度をもって新教育行政に参加して行ったのである。第四章では秋田県の場合、学校設立計画と並んで、そこで教える教師の養成については、師範学校の設立によって有資格教師の養成を構想した。しかし、秋田県の場合は師範学校の設立すらその人材難のために実現が困難であった。そこで三か月の速成過程である伝習学校による教師養成が計画された。第五章は有資格教師を以て当てる秋田県の計画が、実際には実現し得ないで、その補完的なものとして在郷有識者を無資格のまま、手伝い教師という学校限り雇の身分の教師を生んだことを明らかにした。第六章では、秋田県の従来学校廃止主義政策は学制実施の初期においては厳しい私家塾への干渉を招来し、ために公認私立学校は不振を極めた経緯を叙し、それが学制末期に至って、教育齢期につながる国の自由化政策によって破綻を来し、皇漢学の私塾の公認化という従来学校復活の道を辿ることになったことを明らかにした。第七章では学校設立の財政的背景を学校資本金の調達過程に焦点づけて考察した。秋田県の場合は、学区内の協議費とともに授業料や寄付金によって学校資本金を調達し、その利子の活用という特徴を見せている。また国からの小学扶助委託金は、学区に分配せず、一括して伝習学校開設経費に充当した点も他府県には見られない特徴であった。結章では秋田県の学制実施は、近代的学校の制度的確立の点では、その後の小学校教育普及の条件を整えたが、学制の理念としての欧米の科学技術的知識の伝達においては、不十分なものがあつたと結論づけた。

審 査 の 要 旨

本論文の独自性は、(1)未公刊の資料を多数駆使して地方における学制実施の過程を精密に論証した実証性にある。そのなかから生まれた新しい知見としては、学制実施の過程において、先行研究では指摘されていない、学区設定方式が存在することが明らかになったこと、秋田県独自の教員養成である伝習学校の設立には、旧群馬県方式が導入されていたことを論証したこと、などを挙げ得る。

(2)秋田県独自の存在である手伝い教師の実態とその教育史的意義を明らかにした点は、斯界における創見であって、高く評価出来る。

(3)本研究は日本教育史研究における地方教育史研究の端緒を開き、この面での先駆的業績として評価出来る。

(4)学制実施とそれに続く明治十年代の教育政策の転換に関する従来の通説に対して、新たな角度からの問題提起をなし、今後の研究の進展と相俟って、新たな明治教育史研究の分野を開く可能性を示した。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。